

令和3年6月23日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

食品衛生責任者実務講習会の受講の頻度及び営業許可申請する際の
水質検査項目等について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康
医療局生活衛生部生活衛生課長から、次のとおり通知がありましたのでお知らせしま
す。

つきましては、貴組合員並びに従業員へ周知方よろしくお願いいたします。

通知の概要

- 1 食品衛生責任者実務講習会の受講の頻度について
1年に1回以上受講すること
- 2 営業許可申請する際の水質検査項目について
① 一般細菌 ② 大腸菌 ③ 亜硝酸態窒素 ④ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
⑤ 塩化物イオン ⑥ 有機物等(全有機炭素(TOC)の量) ⑦ pH値 ⑧ 味
⑨ 臭気 ⑩ 色度 ⑪ 濁度
※水道水以外の水(小規模の貯水槽に入水して使用する水は除く)を使用する
場合に限る
- 3 貯水槽の清掃
貯水槽を使用する場合は年1回以上清掃を行うこと